

計算書類に対する注記(鈴川敬寿園拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等
償却原価法(定額法)
 - ・満期保有目的の債券計以外の有価証券
時価のあるもの－期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は総平均法により算定)
時価のないもの－総平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、権利、ソフトウェア－定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産－自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産－リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法(ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理)
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－公益社団法人山形県社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額及び長期勤続功労金規程に基づく期末要支給額を計上
 - ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する法人の負担する賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費の額に相当する金額を計上
 - ・徴収不能引当金－会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額及びそれ以外の債権の総額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を計上
- (4) 消費税等の会計処理
 - ・消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

当拠点区分で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 退職手当規程に定める職員について、公益社団法人山形県社会福祉振興会及びベネフィット・ワン企業年金基金の実施する退職共済制度に加入している
- (2) 勤続期間が一定以上であった正職員及び正職員と同様に勤務する契約職員について、長期勤続功労金規程に定めた額を給付している。

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 鈴川敬寿園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 鈴川敬寿園拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))は省略している。
- (3) 鈴川敬寿園拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略している。
- (4) サービス区分の内容
 - ① 特別養護老人ホーム鈴川敬寿園(令和3年4月1日廃止)
 - ② ショートステイ鈴川敬寿園(令和3年4月1日廃止)
 - ③ 小規模多機能型居宅介護支援事業所鈴川敬寿園(令和3年4月1日廃止)

計算書類に対する注記(鈴川敬寿園拠点区分)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	162,461,001		162,461,001	
合計	162,461,001		162,461,001	

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし	円
計	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし	円
計	円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
合計			

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合計			

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

計算書類に対する注記(鈴川敬寿園拠点区分)

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 拠点の統合

令和3年4月1日で鈴川敬寿園拠点区分と沼木敬寿園拠点区分が統合している。鈴川敬寿園拠点区分を廃止して、沼木敬寿園拠点区分のサテライト施設として鈴川敬寿園の各サービスを継続して。当該統合に伴い、鈴川敬寿園拠点区分の支払資金に関する流動資産、流動負債及び当期末支払資金残高75,069,558円、支払資金に関連のない流動資産、流動負債並びに固定資産及び固定負債に係る項目139,838,732円、有形固定資産及び無形固定資産並びに国庫補助金等特別積立金の差額157,869,537円については、鈴川敬寿園拠点区分から沼木敬寿園拠点区分へ残高を移管している。